

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営岸脇地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和8年8月4日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年8月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営岸脇地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課および高島市農林水産部農村整備課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351776.html>)でも閲覧することができる

- 3 縦覧期間 令和8年8月12日から令和8年9月9日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年9月24日までに審査請求をすることができる。